

勤労者福祉資金融資制度の内容

(平成30年4月1日現在)

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に勤務する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 <p>①雇用保険受給資格者 ②賃貸法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で求職者登録している方</p>
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 <small>(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)</small>		8年以内	5年以内 <small>(6ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可)</small>
融資利率	年1.60%			年0.60%
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
保証料率	年0.50% <small>(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合なお、育児・介護休業者の場合は平成31年3月末申込受付分まで免除)</small>		年0.00% <small>(平成31年3月末申込受付分まで)</small>	
申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者を確認する書類(所得証明書等) ・育児・介護休業者の場合は事業所の育児・介護休業証明書 ・その他関係書類 		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険特例受給資格者証 ・融資対象者を確認する書類(所得証明書等) ・その他関係書類 	<p>融資対象①の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証(離職理由コード11、12、21、22、23、31、32、34) ・その他関係書類 <p>融資対象②の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未払賃金証明書又は確認書 ・求職受付票 ・その他関係書類
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。	・申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。		
その他	北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合には、同一事業所に1年以上勤務していることが必要です。			<p>申込受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象①の方は、受給資格者証の交付を受けてから雇用保険受給期間満了までの間 ・融資対象②の方は、未払賃金証明書又は確認書の交付を受けてから請求までの間

借入にあたっては

- ①借入をしたときの利率は、最終償還日まで一定(固定金利)です。
- ②制度の内容に記載している融資利率は、金融情勢等の変動により変更される場合がありますので、取扱金融機関などでご確認ください。
- ③取扱金融機関及び北海道勤労者信用基金協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

お問い合わせ先

取扱金融機関へ直接お問い合わせいただくほか、
北海道経済部地域経済局中小企業課(011-204-5346) または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所までお問い合わせください。

北海道融資制度のFAQ・返済シミュレーションは、ホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.roushinkyo.net>

北海道労信協

検索